## 自主点検表(ハイタク)

事業所名:_	
点検実施日:	

	重点点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2.	健康管理体制の状況 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」関係 (点検項目文中、「健康管理マニュアル」とする)		
(1)	「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査等の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握		
(2)	「健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の 判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうか を判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(3)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(4)	脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「健康管理マニュアル」において推奨事項。)		
3.	運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵 守しているか。		
4.	運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実 施状況		
(1)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(2)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動 を実施しているか。		
5.	車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況		
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備 不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点 検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理 者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
6.	大雪に対する輸送の安全確保の実施状況	※降積電	雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載

世界のの東京として、以下の東京を製加する技術学校第一でいるか。 全用のイヤの資富、テェーのの資金、デーのである。 「自動・ ・ 「	(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や 道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道 路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を 行える体制を構築しているか。		
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況  直直、運転者の適転免許証の除行及び右効期限の経路を確実に行うとした。進行経路の指示や、あおり進施、ママートフォン使用等のなが返表の対象は事業協務を通常の基金では、で、マン・フェーンをは、連行経路の指示や、あおり進施、ママートフォン使用等のなが返表の対象は事業が関連しないるから、特に、高齢の進転方法に対し、力では三方の関しているか。  連性治療が限定を活用した消毒を行っているか。特に、高齢の進転方法に対し、力では基本行っているか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)	<ul><li>・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底</li><li>・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超え</li></ul>		
適当、運転者の運転急許証の操行及び有効期限の確認を確実に行う とともに、運行経路の指示で、あおり運転・スマートフォン使用等のな 行うなど事故に、運行経路の指示で、あおり運転・スマートフォン使用等のな 行うなど事故に、運行経路の指示で、あかり運転・スマートフォン使用等のな 行うなど事故に、更新に行う存体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法に 対し、別能に行う存体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法に 文を当時である体験により強いした。 文を重点でのも支非導をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事理を確認しているか。 の 電料・対し、以下の事理を確認しているか。 の においれる関土の特性、代理教 死角、内特達、等)を理解させ、直 関力、参方などの見えない部分に口臓した運転が必要であること を認識させること。 ・・ 共等止めては、研算・不利、内特達、等)を理解させ、正 リ、・ 中等中心とは能分に可能した。重素な適益の規定を遵守するととも に、多行者との当能力なるとの行動を理解し、定行特に配慮することによ リ、事故を回避でることと認識をせること。  ※ 上側側 大田		点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
(1)	1.	点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況		
(2) 対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について開達を行っているか。	(1)	とともに、運行経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を		
(3) 室管を行うなど事故防止対策が図られているか。	(2)	対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法に		
(6) 連転の保護上の特性(視野、死身、内輪差、等を理解させ、直 前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であること を認識させること。 一時停止又は終行するなどの覚路交通法の規定を遵守するととも 以、事物を回避できることを認識させること。 (7) 脱上横队者との製過事故等を防止するため、夕暮れ時等における前 脱灯の早めの点灯及び走行用前肥灯(上向き)とすれ違い用前肥灯 (7) 同き)の小まめな切替えを励行すること 4. 自然发書、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・ 指示体制の整備・構築状況 (1) 直然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措 直(選絡)通報な制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能す るよう、実践的な訓練を実施しているか。 (2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のため の指置を講じているか。 (4) る事故・事件等発生した場合、当該マニュアル」に急い、速やかに各地 方運輸支局等緊急連絡担当先へ運輸できる体制を整定でいるか。 (5) 自然災害の発生に場合、一直該マニュアルに従い、速やかに各地 方運輸支局等緊急連絡担当先へ運輸できる体制を整定でいるか。 (6) では動車運送事業名等用緊急時対応マニュアル「に従い、速やかに各地 方運輸支局等緊急連絡担当先へ運輸できる体制を整定でいるか。 (7) の現れ、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況をびテロ発生を想定した訓練の実施状況 生を想定した訓練の実施状況 ・ 生を想定した訓練の実施状況。 ・ 企業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が 徹底して実施されているか。 (1) 報意と、影響、終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が 徹底して実施されているか。 ・ 電者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の管察 への連絡等適切に対対できる体制が整っているか。 ・ 電者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の管察 への連絡等適切に対対できる体制が整っているか。 ・ 報型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状 ・ 別、対策に必要な物質等の備蓄状況及び職場における影楽的止対	(3)			
(7) 照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること  4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・ 指示体制の整備・構築状況  (1) 置(連絡通報体制) 避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。  自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。  (2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。  (4) る事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡で至る体制を整えているか。  5. 可防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況  (1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が微速して実施されているか。  (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状	(6)	め、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・一時停止又は徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することによ		
1	(7)	照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯		
(1) 置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。  (2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。  (4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。  テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況  (1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。  (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状  6. 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	4.			
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。  テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況  (1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。  不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状 の、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	(1)	置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能す		
(4) る事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地 方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。  テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のため の取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発 生を想定した訓練の実施状況  (1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が 徹底して実施されているか。  (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察 への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	(2)			
5. の取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況  (1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。  (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状  6. 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	(4)	る事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地		
(1) 徹底して実施されているか。 (2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状 6. 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	5.	の取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発		
への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。  新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状 6. 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	(1)			
6. 況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対	(2)			
	6.	況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対		

## 様式1-2 (事業者用)

(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等に おけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。						
	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指 消毒の徹底が図られているか。						
	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期 復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における 事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又 は対応マニュアルが策定されているか。						
点検項目実施回数無備考				考			
総点	総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数						
	3.5 E.W. M. E. 1997 1 1 5 1 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						

注)「点検結果」欄には〇(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。